

小牧市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

〔令和 6 年 5 月 21 日
6 小都整第 83 号〕

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する必要な事項を協議するため、小牧市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(組織等)

第 3 条 運賃料金協議会は、必要の都度、市長又は市長が指名する職員及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって組織する。

- (1) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (2) 国土交通省中部運輸局長又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 運賃料金協議会の委員は、第 7 条第 2 項の規定による協議結果の報告を終えたときに解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 運賃料金協議会に会長を置き、市長又は市長が指名する職員をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、運賃料金協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 運賃料金協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 運賃料金協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 3 委員が権限を委任した代理者の出席がある場合は、当該者の出席をもって委員が出席したものとみなす。
- 4 運賃料金協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めたときは、非公開とすることができる。
- 6 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面による決議)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。
- 3 書面による決議を行ったときは、会長は、その結果を次の会議において報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、小牧市地域公共交通会議に報告する。

(庶務)

第8条 運賃料金協議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。